

テロ等から市民を守る取り組みに関する覚書

立川市（以下「甲」という。）、一般社団法人立川市薬剤師会（以下「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部（以下「丙」という。）、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部（以下「丁」という。）、立川警察署管内警備業者連絡協議会（以下「戊」という。）及び警視庁立川警察署（以下「己」という。）は、テロ、ゲリラなどをはじめとする各種違法行為（以下「テロ等」という。）の未然防止を図り、安全で安心できる社会を実現するために次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲、乙、丙、丁、戊及び己の相互理解による協力関係に基づき、情報共有体制を構築することにより、テロ等の未然防止を図り、安全な社会の実現を目指すことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、業務を通じて次に掲げる活動に努めるものとする。

- (1) テロ等に関する啓発活動
- (2) 不審者及び不審物件を認めた際の警察への通報
- (3) その他テロ等を防止するために甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議し、必要と認める活動

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、各々の関連団体に対し、前項に規定する活動が効果的に行われるよう支援を行うものとする。

（支援等）

第3条 己は、前項に規定する活動に資するため、甲、乙、丙、丁及び戊に対して情報提供等の支援を行うものとする。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ、これを決定するものとする。

附 則

この覚書の締結を証するため、正本6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 29 年 月 日

甲 立川市
代表者 立川市長

乙 一般社団法人立川市薬剤師会
会 長

丙 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部
支 部 長

丁 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部
支 部 長

戊 立川警察署管内警備業者連絡協議会
会 長

己 警視庁立川警察署
署 長